

○松戸市心身障害者自動車燃料助成要綱

昭和55年9月26日

松戸市訓令甲第24号

改正 昭和56年10月1日訓令甲第15号

昭和58年7月22日訓令甲第13号

平成元年1月8日訓令甲第2号

平成5年3月31日訓令甲第3号

平成8年3月29日訓令甲第3号

平成14年5月31日訓令甲第7号

平成19年7月31日訓令甲第7号

平成20年5月14日訓令甲第4号

平成22年3月31日訓令甲第3号

平成25年3月29日訓令甲第6号

平成27年12月28日訓令甲第10号

(目的)

第1条 この訓令甲は、日常生活を営むうえで自動車の運行を必要とする心身障害者（以下「障害者」という。）又はその扶養義務者に対して、燃料の一部を助成することにより障害者の社会参加を助長し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令甲において「自動車」とは、障害者の所有する自動車又は障害者と同一生計を営む者の所有する自動車で、障害者が常時通勤、通学、通院又は営業等に使用するものをいう。

2 この訓令甲において「燃料」とは、無鉛ガソリン及び軽油をいう。

3 この訓令甲において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている障害級別が別表第1に定める級数のもの

(2) 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日障第329号）第2条の規定による療育手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている障害程度が（(A)）、Aの1又はAの2のもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項

の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級のもの

- (4) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている障害の程度が別表第2に定める級数のもの

(対象者)

第3条 燃料の助成対象者は、本市に住所を有し、自動車を使用する障害者又はその扶養義務者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、障害者が自動車の運転免許を取得していない場合で、障害者の扶養義務者の当該年度に納付すべき市民税所得割額が150,000円以上のときは、助成しないものとする。

(助成量)

第4条 燃料の助成量は、別表第3に定めるところによるものとする。

(申請及び決定)

第5条 燃料の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、松戸市心身障害者自動車燃料助成申請書（第1号様式）により、申請させるものとする。

- 2 前項の申請により燃料助成の可否を決定したときは、松戸市心身障害者自動車燃料助成決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(燃料の助成)

第6条 燃料の助成は、助成決定をした者に対し、助成決定した日の属する月分から給油券（第3号様式）を交付して行うものとする。

- 2 給油券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、別に定める燃料給油所（以下「給油所」という。）で、給油券と引換えに燃料の供給を受けさせるものとする。

(燃料費の請求)

第7条 給油所に対し、月毎に給油券を集計させ、その翌月の10日までに、給油券を添えて燃料費の請求をさせるものとする。

(届出義務)

第8条 障害者又はその扶養義務者が次の各号の一つに該当するときは、受給者又はその遺族に対し、松戸市心身障害者自動車燃料助成変更・消滅届（第4号様式）により、届け出させるものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 住所を変更したとき。

- (3) 氏名を変更したとき。
- (4) 自動車を変更したとき。
- (5) 自動車を使用しなくなつたとき。
- (6) 障害者の障害程度が変更されたとき。

(返還)

第9条 受給者が偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、助成した燃料に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第10条 この訓令甲に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令甲は、昭和55年10月1日から施行する。

(失効)

- 2 この訓令甲は、国又は県において、この訓令甲に係る助成制度と類似する制度が施行された時に、その効力を失う。

附 則 (昭和56年10月1日松戸市訓令甲第15号)

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年7月22日松戸市訓令甲第13号)

この訓令甲は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月8日松戸市訓令甲第2号)

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日松戸市訓令甲第3号)

(施行期日)

- 1 この訓令甲は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令甲による改正後の松戸市中心身障害者自動車燃料助成要綱の規定は、平成5年4月1日以後の燃料の助成について適用し、同日前の燃料の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月29日松戸市訓令甲第3号)

この訓令甲は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月31日松戸市訓令甲第7号)

この訓令甲は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成19年7月31日松戸市訓令甲第7号）

（施行期日）

1 この訓令甲は、平成19年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この訓令甲による改正後の松戸市心身障害者自動車燃料助成要綱の規定は、施行日以後の燃料の助成について適用し、施行日前の燃料の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年5月14日松戸市訓令甲第4号）

（施行期日）

1 この訓令甲は、平成20年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この訓令甲による改正後の松戸市心身障害者自動車燃料助成要綱の規定は、施行日以後の燃料の助成について適用し、施行日前の燃料の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日松戸市訓令甲第3号）

この訓令甲は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日松戸市訓令甲第6号）

この訓令甲は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日松戸市訓令甲第10号）

（施行期日）

1 この訓令甲は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令甲の施行の際、この訓令甲による改正前の様式による用紙で、現に残存するのは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1

障害の区分	障害程度級数
視覚障害	1級から3級まで、4級（両眼の視野がそれぞれ5度以内のものは除く。）
聴覚障害	2級、3級
平衡機能障害	3級
上肢不自由	1級、2級
下肢不自由	1級から6級まで

体幹不自由	1級から3級まで、5級
心臓機能障害	1級、3級
じん臓機能障害	1級、3級
呼吸器機能障害	1級、3級
肝臓機能障害	1級から3級まで

別表第2

障害の区分	障害程度級数
視覚障害	特別項症から第4項症まで
聴覚障害	特別項症から第4項症まで
平衡機能障害	特別項症から第4項症まで
上肢不自由	特別項症から第3項症まで
下肢不自由	特別項症から第6項症まで 第1款症から第3款症まで
体幹不自由	特別項症から第6項症まで 第1款症から第3款症まで
心臓機能障害	特別項症から第3項症まで
じん臓機能障害	特別項症から第3項症まで
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症まで

別表第3

車両区分		助成量
普通車	ガソリンエンジン	無鉛ガソリン1か月20リットル
	ディーゼルエンジン	軽油1か月15リットル
軽自動車		無鉛ガソリン1か月15リットル

NO.											
松戸市中心身障害者自動車燃料助成申請書											
年 月 日											
(宛先)松戸市長											
住所 松戸市											
申請者											
電話 ( )											
松戸市中心身障害者燃料助成要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。											
記											
障害者	氏名					生年月日	年 月 日				
	個人番号										
障害程度	該当箇所に○を記入してください。	視覚障害 1級～3級・4級の1				体幹障害 1級～3級・5級					
		上肢障害 1級・2級				平衡障害 3級					
		下肢障害 1級～6級				聴覚障害 2級～3級					
		内部障害 1級～3級				知的障害 Aの2以上					
		精神障害者保健福祉手帳1級									
車両	燃料区分	無鉛ガソリン20リットル・無鉛ガソリン15リットル・軽油15リットル (普通自動車) (軽自動車) (ディーゼル車)									
	車両番号	( )				運 転 種 別	本人運転・家族運転				
	運転者名					障害者との関係					
	所有者名					障害者との関係					
使用目的		1 通院( 週・月 回) 2 その他( )									
<p>松戸市中心身障害者自動車燃料助成の申請にあたり、松戸市長が必要があると認めるときは、私及び同一生計を営む者に係る松戸市保有の課税状況及び世帯構成の状況を調査することに同意します。</p> <p>氏名                      印 (個人番号                      )</p> <p>氏名                      印 (個人番号                      )</p> <p>氏名                      印 (個人番号                      )</p> <p>氏名                      印 (個人番号                      )</p>											

第 号

年 月 日

松戸市中心身障害者自動車燃料助成決定(却下)通知書

様

松戸市長

年 月 日付け申請のあった松戸市中心身障害者自動車燃料助成について下記のとおり通知します。

記

1 決 定

障 害 者 氏 名		
住 所		松戸市
車 両	車 種	
	住 所	
	所 有 者 氏 名	

2 却 下

理 由

(表)

<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">自動車燃料給油券</p>	自動車燃料給油券	自動車燃料給油券	自動車燃料給油券	自動車燃料給油券
	受給NO.	受給NO.	受給NO.	受給NO.
	該当月 5月	該当月 2月	該当月 11月	該当月 8月
	種別	種別	種別	種別
	氏名	氏名	氏名	氏名
	車両番号	車両番号	車両番号	車両番号
	年月日	年月日	年月日	年月日
	発行者 松戸市長	発行者 松戸市長	発行者 松戸市長	発行者 松戸市長
	自動車燃料給油券	自動車燃料給油券	自動車燃料給油券	自動車燃料給油券
	受給NO.	受給NO.	受給NO.	受給NO.
	該当月 6月	該当月 3月	該当月 12月	該当月 9月
	種別	種別	種別	種別
氏名	氏名	氏名	氏名	
車両番号	車両番号	車両番号	車両番号	
年月日	年月日	年月日	年月日	
発行者 松戸市長	発行者 松戸市長	発行者 松戸市長	発行者 松戸市長	
自動車燃料給油券	自動車燃料給油券	自動車燃料給油券	自動車燃料給油券	
受給NO.	受給NO.	受給NO.	受給NO.	
該当月 7月	該当月 4月	該当月 1月	該当月 10月	
種別	種別	種別	種別	
氏名	氏名	氏名	氏名	
車両番号	車両番号	車両番号	車両番号	
年月日	年月日	年月日	年月日	
発行者 松戸市長	発行者 松戸市長	発行者 松戸市長	発行者 松戸市長	

(裏)

—ご 案 内—

この度、心身障害者自動車燃料給油券交付いたしました。この給油券は12ヶ月分となっておりますので、各月ごとにキリトリ線で切り取って指定の給油所でご使用ください。

—注 意 事 項—

利用される方へ

- 1 本券を持参して指定された給油所で給油してください。
- 2 次のような場合は、届け出てください。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 転出するとき。
- (3) 住所又は氏名を変更したとき。
- (4) 自動車を変更したとき。
- (5) 自動車を使用しなくなったとき。
- (6) 障害者の障害程度を変更したとき。

給油所の方へ

本券を持参した者に表記の燃料を給油してください。  
(ただし、松戸市から指定された給油所であること。)

※本券の再交付はいたしません。

(問い合わせ先)

No. \_\_\_\_\_

松戸市中心身障害者自動車燃料助成変更・消滅届

年 月 日

(宛先)松戸市長

住所

運転者氏名 \_\_\_\_\_

障害者氏名 \_\_\_\_\_

障害者の生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

松戸市中心身障害者自動車燃料助成要綱第8条の規定により届け出ます。

記

変更・消滅理由

変更		消滅	
1	自動車の変更（車種変更なし）	7	市外転出（ 月 日）
2	自動車の変更（車種変更あり）	8	障害程度変更（障害非該当）
3	運転者を変更	9	自動車を使用しなくなった
4	住所を変更	10	死亡（ 月 日）
5	氏名を変更		
6	その他（ ）		

内容

注 変更・消滅理由の該当する番号に○印を付けてください。

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式